

国指定釧路湿原鳥獣保護区
釧路湿原特別保護地区
指定計画書
(環境省案)

平成20年 月 日
環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

釧路湿原特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

釧路湿原鳥獣保護区のうち、北海道川上郡標茶町所在北一六線と新釧路川右岸との交点を起点とし、同所から同川右岸を西進しコッタロ川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を北進し同川左岸と同字コッタロ二番の境界線を最短距離で結ぶ直線との交点に至り、同所から同線を南東に進み国有地と民有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同町所在北一七線との交点に至り、同所から同北一七線を東進し同字コッタロー二七番の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し同町所在北一六線との交点に至り、同所から同北一六線を東進し起点に至る線により囲まれた区域、標茶町と釧路郡釧路町との境界線と新釧路川右岸との交点を起点とし、同所から同境界線を西進し同町字鳥通原野七五番の境界線との交点に至り、同所から標茶町と釧路町との境界線を西進し同七五番の境界線との交点に至り、同所から同境界線及びその延長線を南西に進み新釧路川右岸から北西に百メートルの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を南西に進み雪裡川左岸から北東に百メートルの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を北西に進み社団法人北海道さけます増殖事業協会管理道路中心線から北東に百メートルの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を北西に進み遊水地右岸築堤中心線から北東に百メートルの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を北西に進みオンネナイ1号川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を北東に進み阿寒郡鶴居村所在西九号との交点に至り、同所から同西九号を北進し同村所在南一線との交点に至り、同所から同線を東進し同村字久著呂太二番一の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し同一五番二の境界線とツルハシナイ川左岸を最短距離で結ぶ直線との交点に至り、同所から同線を北東に進みツルハシナイ川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を北進しツルハシナイ1号左岸との交点に至り、同所から同川左岸を北進し国有地と民有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同村所在北三線との交点に至り、同所から同北三線を東進し同村所在東西基線から西に千五百メートルの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を南進し同村所在北三線から南に八百メートルの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を東進し同村所在東西基線との交点に至り、同所から同東西基線を北進し久著呂幹線明渠排水路中心線から北東に五百メートルの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を北西に進み同村字久著呂原野北一〇線二〇番一の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同二〇番一と同九〇四四番との境界線の交点に至り、同所から同境界線を東進し国有地と民有地の交点に至り、同所から同境界線を北東に進み道道クチョロ原野塘路線中心線から南西に百メートルの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を南東に進み新釧路川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南進し起点に至る線により囲まれた区域並びに釧路町所在達古武湖の公有水面の区域。

(3) 特別保護地区の存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで（10年間）

(4) 特別保護地区の指定区分
希少鳥獣生息地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

釧路湿原鳥獣保護区は、北海道南東部に位置する釧路平野の一部で、新釧路川とその支流の流域に東西10キロ、南北35キロにわたり広がる、日本最大の湿原である。

広大な湿原の約80%はヨシ、スゲに被われた低層湿原であるが、中央部にはミズゴケの高層湿原や低層湿原から高層湿原への遷移の過程にありツルコケモモが分布する中間湿原が点在している。

このような自然環境を反映して、鳥類では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種であり、環境省が作成したレッドリストに掲載された絶滅危惧ⅠA類のシマフクロウ、同じく絶滅危惧Ⅱ類のタンチョウをはじめとする希少鳥獣が確認されている。

特に、タンチョウは当該区域で繁殖しているのが確認されており、その繁殖つがい数は我が国最大である。また、国内希少野生動植物種であり絶滅危惧ⅠA類のオジロワシ、絶滅危惧Ⅱ類のオオワシ等の希少猛禽類等の渡り鳥にも利用されており、合計で42科202種の鳥類の生息が確認されている。

当該鳥獣保護区の中でも、低層湿原が広がっている湿原中央部分については、繁殖期にタンチョウの営巣が特に多く確認されており、タンチョウの繁殖、採餌の場として特に重要な区域となっている。

このように、当該区域は、釧路湿原鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要のある区域であると認められることから、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

- 1) 鳥獣保護区管理員により、鳥獣の生息状況等を把握するための調査を行う。
- 2) 利用者による鳥類への影響や違法捕獲防止のため、自然保護官や鳥獣保護区管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、関係地方公共団体や関係機関との連携を図り、その対応に当たる。

3 指定する国指定鳥獣保護区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 6, 962 ha

内訳

ア 形態別内訳

林野	3	ha
農耕地	0	ha
水面	137	ha
その他	6, 822	ha

イ 所有者別内訳

国有地	6, 177	ha			
国有林	林野庁所管	-	ha	制限林	- ha
				普通林	- ha
				保安林	- ha
その他	-	ha		砂防指定地	- ha
				その他	- ha
国有林以外の国有地（財務省所管）	6, 177	ha			

地方公共団体有地	645	ha		道有地	0	ha
				市町村有地	645	ha

私有地	3	ha
公有水面	137	ha

ウ 他の法令による規制区域

自然環境保全法による地域	0	ha	自然環境保全地域特別地区	0	ha
			自然環境保全地域普通地区	0	ha
自然公園法による地域	6,962	ha	特別保護地区	6,490	ha
名称（釧路湿原国立公園）			特別地域	472	ha
			普通地域	0	ha
文化財保護法による地域	5,011	ha			
名称（天然記念物釧路湿原）					

4 指定する区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、釧路市の北東に位置し、釧路町、標茶町、鶴居村の2町1村にわたる区域で成り立っている。

イ 地形、地質等

当該区域が位置する釧路湿原は、北海道南東部に位置する釧路平野の一部で、東西10キロ、南北35キロにわたる、面積約18,000haの日本最大の湿原であり、新釧路川とその支流の流域に広がった広大な泥炭地である。

ウ 植物相の概要

当該区域には広大な低層湿原が広がっており、ヨシーイワノガリヤス群落、ヤチヤナギームジナスゲ群落、ヤラメスゲ群落、ハンノキ林が自生し、林床植生はカブスゲのヤチボウズとホザキシモツケ、ヒメカイウ、ナガバツメクサ、ヒメシダが多く自生している。

また、温根内赤沼とキラコタン岬周辺には中・高層湿原の植生が見られ、イソツツジ・チャミズゴケ群落、ホロムイソウーミカツキグサ群落、イソツツジーチシマガリヤス群落が自生している。

池沼には水生植物群落やミズゴケの種類も多く、シラルトロ湖にはナガバエビモ、カラフトグワイ等多数の水生植物の良好な生育地となっており、さらに達古武湖は水生植物の種の多様性、現存量ともに豊かでありマリモも生育している。

エ 動物相の概要

当該区域には、鳥類42科202種、獣類10科39種が確認されている。

中でも天然記念物及び国内希少野生動植物種であるタンチョウの生息地として有名なコッタ口湿原をはじめとし、湿原内には、多くのタンチョウの営巣が確認され、その他にオオワシ、オジロワシ等の希少猛禽類も生息している。

また、湿原内に点在する湖沼は、オオハクチョウ、ヒシクイの渡来地ともなっており、広大な湿原環境が希少な鳥獣の生息地としての役割を果たしている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該区域において、農林水産物の被害報告はない。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

① 特別保護地区用制札

10本